

都市再生整備計画（第2回変更）

福井^{ふくい}まちなか地区^{だい}（第2期^き）

福井^{ふくい}県 福井^{ふくい}市

令和7年1月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	□

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	福井県	市町村名	福井市	地区名	福井まちなか地区(第2期)	面積	310 ha
計画期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度	交付期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度				

目標
 大目標 まちなかの充実した都市機能により、賑わいと交流を生み出すまちづくりを行う
 ○ まちなか地区の交流人口の増加
 ○ 歴史資源を活かしたまちなか地区の魅力向上

目標設定の根拠
 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)
 本市の都市づくりは、震災・震災からの復興に向けた戦災復興土地画整理事業に始まり、復興事業以後も計画的に市街地整備を進めてきており、道路や公園などの都市基盤は全国的にみても高い水準で整備され、その結果、福井市の暮らしやすさは高い評価を得ている。しかしながら、近年の郊外大型店舗の進出やモータリゼーションの進展により、福井駅を中心とした中心市街地では商業の空洞化が進み、公共施設をはじめ、民間所有のビルも老朽化による更新時期を迎え、都市としての求心力も低下している。一方で、「福井市都市計画マスタープラン(平成22年3月改訂)」において位置づけられている、中心市街地を含む「広域商業・業務ゾーン」においては、福井鉄道(路面電車)を活かした交通結節機能の強化等による駅周辺の整備を契機に民間再開発の動きが活発になり、街区再構築を念頭に置いた都市機能の再編が図られようとしている。こうしたことから、福井駅を中心とした中心市街地と福井鉄道沿線からなる広域商業・業務ゾーン及び教育文化施設が集積し、福井鉄道とえちぜん鉄道の相互乗り入れによる福井駅周辺との交通結節機能を強化した田原町駅周辺を「中心拠点区域」に位置づけ、民間や公共が所有する低未利用地を活用して、集客の核となる商業施設の整備を図る。また、福井城址を核とした歴史資源をつなぐ回廊を形成し、歴史資源と自然を観光資源として活用しながら交流の拡大を図る。
 福井市都市計画マスタープランでは、「暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち」を都市づくりの理念に掲げ、無秩序に拡散してきた公共施設や住宅をバス停や鉄道駅などの公共交通機関と連携した場所に誘導し、身近な地域で歩いて暮らせることを基本とした環境負荷の小さな集約型の都市構造に転換していく必要があるとしている。当該地区を福井県及び福井市の社会経済活動の中心的役割を果たしてきた地区として、まちなか地区と位置づけ、多くの人が関われる環境と回遊性、アクセスと利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力ある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進める。既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進し、まちなかの再生を目指す。

まちづくりの経緯及び現況
 本市は、国により中心市街地活性化基本計画の認定を受け、平成22年度より都市再生整備計画事業を活用し、中心市街地の賑わいの再生を目標にまちの拠点となる施設の整備を行ってきた。これまでの取組により、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発ビル(ハビリン)の整備や駅前広場への路面電車の乗入とバスターミナル化等の整備を行い、都市機能の集約や交通結節点の強化による交通利便性の向上が実現された結果、減少が続いていた歩行者通行量も増加に転じた。また、再開発ビル(ハビリン)の完成を契機に、リノベーションをはじめとする民間投資も活発となり、エリア全体をひとつのショッピングモールに見立て福井駅周辺の店舗と企業や団体をつなぐハブ機能を担う「EKIMAE MALL」といった団体を中心にまちなかの活性化を図る新たなソフト事業が実施された。併せて、都市再生推進法人であるまちづくり福井(株)を中心に中心市街地において様々なイベントやソフト的な取組が実施されているほか、道路占用許可特例や都市利便増進協定の活用といった中心市街地の活性化の取組が活発になっている。
 平成25年には、県と市で「県都デザイン戦略」を策定し、平成30年の福井国体や令和6年の北陸新幹線県内延伸を見据えた短期的な取組だけでなく、公共施設の移転等を踏まえた中長期的なまちづくりの指針を示している。また、北陸新幹線県内延伸を控え、民間再開発の動きが活発になっており、機を逸することがないように、まちづくりの指針となるガイドラインの策定や市街地総合再生計画の策定を進めている。
 令和2年7月には、福井商工会議所・県・市が協力・連携し、「県都にぎわい創生協議会」を設立し、経済界と行政が一体となって、令和4年10月に県都グランドデザインを策定した。本計画では、北陸新幹線の開業や中部縦貫自動車道の開通など高速交通ネットワークの整備が進展するこの機を100年に1度のチャンスと捉え、民間が主体となってまちづくりに参画する「エアリアマネジメント」の視点を取り入れ、民間が中心としたスポーツ拠点の整備や民間再開発の動きと連動したリノベーション、道路や河川などの公共空間の活用、多くの人がまちなかに集い・活動・交流し新たなプレーヤーを生み出す場の形成、福井の観光コンテンツの魅力を引き上げまちなかを回遊する取組などが動きだしている。

課題
 ・低未利用地の有効活用や老朽建築物の更新等により、商業・文化・業務等の都市機能の充実、個性的で魅力あるまちづくり、まちなかに住む人や訪れる人が、快適に歩いて楽しめる歩行者空間の創出など、県都にふさわしい魅力あるまちづくりが求められている。
 ・中心市街地の核となる商業施設などの整備とあわせて、これらが活用できるネットワークの構築が求められている。
 ・スポーツ拠点の整備とあわせて、公園機能の再配置や、人と自動車が安全・快適に回遊できる環境の整備が必要となる。
 ・福井の魅力の情報発信や、周辺商店街との連携し、まちなか全体のにぎわい創出のための仕掛け、仕組みづくりが必要となる。
 ・豊富な歴史資源や市民に親しまれてきた景観の継承、まちなかの水と緑の空間などの地域資源の有効活用したまちづくりが望まれる。
 ・中心市街地の幹線道路の一部ではバリアフリー化や歩道の整備も不十分であり、安心して歩ける歩行者空間の確保が望まれている。

<p>計画区域の整備方針</p> <p>【まちなか地区の交流人口の増加】 ○既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進してまちなかの再生を目指し、福井固有の資源である足羽山や足羽川、養浩館庭園などを活かしながら、自然や歴史に触れあえる回遊性の高いまちづくりを進める。 ・最も重要な歴史資源である福井城址を核とした、城址周辺の遊歩道や歴史資源をつなぐ回廊の整備を推進することで、歴史に親しむことのできる拠点や資源を活かした歩行空間づくりによる回遊性の向上を図るとともに、地域に根付いている歴史資源の環境を整備することで、地域の魅力を高め、市民が観光客が回遊しながら歴史を実感できるまちをつくる。 ・市街地再開発事業などの民間開発を適正に誘導し、商業、伝統・文化、情報発信、コンベンション、福祉、居住などの高次都市機能を集積する。 ・民間開発の効果を周辺に波及させるために、民間開発やまちづくり団体の取組と連携した歩行空間の整備や無電柱化、ソフト事業を実施する。 ・誘導施設である商業施設(百貨店)や地元商店街、都市再生推進法人と連携し、工事期間中の賑わい維持を図る。 ・北陸新幹線の福井開業による効果を最大限発揮するため、福井駅周辺における観光・産業情報発信機能を充実させ、県都として県内観光のハブ的な役割を果たす。また、来街者が気持ちよくまち歩きができるよう環境整備を進めると、福井の魅力や効果的に発信し「ふくいのファンづくり」を行い、何度訪れたいくなるまちを目指す。 ・自らがプレーヤーとなって、まちづくりに係る人材の育成</p> <p>【まちなか地区における生活機能の確保】 ○多くの教育・文化施設が立地する特性を活かして、子どもから若者、文化人、高齢者など多様な人々が集い、いきいきと活動できる文化の薫り高いまちづくりを進める。 ・中心拠点施設の整備に併せ、幹線道路の交差点改良や消雪設備を整備することで、利用者の利便性を向上させる。 ○日常生活に必要な機能を集約した地域拠点を形成する。 ・中心市街地の周辺部は近隣商業区域や第1種住居地域に指定されており、現在の生活利便性の高い土地利用状況や地域のコミュニティを維持していくため、地域住民が交流でき地域活性化の拠点となる、公園を整備する。</p>	<p>方針に合致する主要な事業</p> <p>道路:市道中央1-373号線 道路:市道豊島木田線 公園:寿公園 公園:三秀公園 公園:東公園 地域生活基盤施設:自転車駐車場 高質空間形成施設:福井城址周辺整備 高質空間形成施設:市道東部2-42号線 高質空間形成施設:市道東部2-45号線 高質空間形成施設:東口都心環状線 高質空間形成施設:市道中央1-333号線外1路線 高質空間形成施設:桜橋線 高質空間形成施設:市道福井駅豊島上町線 エリア価値向上整備事業:福井まちなかおでかけアプリ整備事業 提案事業:まちなか交流人口拡大事業(地域創造支援事業) 提案事業:新幹線誘客推進事業(地域創造支援事業) 提案事業:県都まちなか再生事業(地域創造支援事業) 提案事業:福井市版スマートシティ推進事業(地域創造支援事業) 提案事業:事業活用調査(事業活用調査) 提案事業:魅力のあるまちなか創出支援事業(まちづくり活動推進事業) 提案事業:ふくま大学(エリアマネジメント推進事業) 関連事業:市街地再開発事業 関連事業:(仮称)福井アリーナ整備事業</p> <p>公園:寿公園 公園:三秀公園 公園:東公園 高質空間形成施設:桜橋線 提案事業:灯りのまちづくり検討事業 関連事業:道路事業</p>
<p>その他</p> <p>【まちづくりの住民参加】 ・平成28年9月に「一般社団法人 EKIMAE MALL」が設立され、福井駅周辺全体をひとつのショッピングモールに見立て、共同販促による誘客やにぎわいの創出に努力している。駅周辺の商店街や百貨店、商業施設のほか100店舗以上の事業者等、多くの関係者を巻き込むことにより、取組の効果を最大限に発揮している。 ・道路や公園の高質化や駅前広場の整備にあたっては、沿線地権者をはじめとする地域住民とワークショップを開催し、整備コンセプト等を協議してきた。 ・道路の高質化に合わせ、沿道地権者が【福井市身近なまちづくり推進条例】に基づいた組織を立ち上げ、にぎわいを創出する通りのあり方を検討している。 ・北陸新幹線の県内延伸を契機に、民間事業者の再開発の動きが活発になってきており、「福井駅・城址周辺まちづくりガイドライン」の策定時に説明会を実施し、情報共有を行っている。 ・令和2年5月に福井商工会議所・県・市が協力・連携し、「県都にぎわい創生協議会」を設立して、民間が主体となってまちづくりを継続的に参画する「エリアマネジメント」の視点を取り入れた「県都グランドデザイン(令和4年10月)」を策定した。</p> <p>【官民連携事業】 ・中央1丁目地内の歩道等における、道路占用許可の特例を活用した施設整備等を行う。 常設オープンカフェ等の設置によりにぎわいを創出していく。 ・中央1丁目地内の都市公園及び歩行者専用道路等において、都市利便増進協定を活用したイベント等を実施する。 まちづくり団体等が活動しやすいように、食事施設や休憩施設等の都市利便増進協定を活用した都市再生推進法人の一体的な管理を行うことにより、にぎわいを創出していく。 ・地区内を流れる足羽川において、河川敷地占用許可の特例を活用したイベント等を実施する。 河川敷の一部を都市再生推進法人が河川敷地占用許可の特例を受けて、食事・休憩施設やイベント施設等を設置・管理を行うことにより、にぎわいを創出していく。</p>	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	2,856.8	交付限度額	1,428.4	国費率	0.5
---------	---------	-------	---------	-----	-----

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費	費用便益比 B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
道路		市道中央1-373号線	福井市	直	70m	R3	R7	R7	R7	5.0	5.0			5.0	-
		市道豊島木田線	福井市	直	330m	R7	R10	R7	R10	183.0	183.0			183.0	-
公園		寿公園	福井市	直	1,262㎡	R5	R6	R6	R6	40.0	40.0			40.0	-
		三秀公園	福井市	直	5,300㎡	R7	R8	R7	R8	120.0	120.0			120.0	-
		東公園	福井市	直	31,008㎡	R6	R8	R7	R9	1,039.5	1,039.5			1,039.5	3.28
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設		自転車駐車場	福井市	直	448台	R2	R8	R9	R9	15.0	15.0			15.0	-
		情報板	福井市	直	1式	R5	R7	R7	R7	9.0	9.0			9.0	-
高質空間形成施設		福井城址周辺整備	福井市	直	280m	H28	R10	R7	R10	220.0	220.0			220.0	-
		市道東部2-42号線	福井市	直	360m	R7	R8	R7	R9	150.0	150.0			150.0	-
		市道東部2-45号線	福井市	直	90m	R7	R8	R7	R9	30.0	30.0			30.0	-
		東口都心環状線	福井市	直	300m	R6	R8	R7	R9	134.0	134.0			134.0	-
		市道中央1-333号線外1路線	福井市	直	150m	R5	R6	R7	R9	25.0	25.0			25.0	-
		桜橋線	福井市	直	420m	R8	R10	R6	R8	240.0	240.0			240.0	-
		市道福井駅豊島上町線	福井市	直	220m	R7	R10	R7	R10	127.0	127.0			127.0	-
高次都市施設		地域交流センター													
		観光交流センター													
		テレワーク拠点施設													
		子育て世代活動支援センター													
		複合交通センター													
誘導施設		医療施設													
		社会福祉施設													
		教育文化施設													
		子育て支援施設													
		元地の管理の適正化													
基幹的誘導施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業		ふくいまちなかおでかけアプリ整備事業	市・民間	直/間	1式	R6	R7	R6	R7	35.0	35.0			35.0	
合計										2,372.5	2,372.5	0	0	2,372.5	3.28

提案事業														
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
地域創造支援事業	まちなか交流人口拡大事業	福井市中央1丁目外	福井市	直	1式	R6	R10	R6	R10	111.3	111.3			111.3
	まちなか誘客推進事業	都市機能誘導区域内	福井市	直	1式	R6	R7	R6	R7	27.4	27.4			27.4
	県都まちなか再生事業	福井市中央1丁目外	民間事業者	間	1式	R6	R10	R6	R10	267.1	267.1			267.1
	魅力あるまちなか創出支援事業	福井市中央1丁目外	民間事業者	間	1式	R6	R10	R6	R10	9.5	9.5			9.5
事業活用調査	事業活用調査	都市機能誘導区域内	福井市	直	1式	R6	R10	R6	R10	11.5	11.5			11.5
まちづくり活動推進事業	ふくまち大学事業	都市再生整備計画区域内	民間事業者	間	1式	R6	R10	R6	R10	55.0	55.0			55.0
	灯りのまちづくり検討事業	福井市中央2丁目外	福井市	直	1式	R6	R6	R6	R6	2.5	2.5			2.5
合計										484.3	484.3	0.0	0.0	484.3

居住誘導促進事業														
事業	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
居住誘導促進事業														
合計										0	0	0	0	0
												合計(A+B+C)	2,856.8	

(参考)都市構造再編集中支援関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間単独	開始年度	終了年度	
合計											0

(参考)関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
福井駅付近連続立体交差事業	JR北陸本線、えちぜん鉄道他	福井県	国土交通省	L=3,300m		○			H3	H30	-
福井駅周辺土地区画整理事業	福井駅周辺地区	福井市	国土交通省	A=16.6ha		○			H3	H30	-
優良建築物等整備事業	中央1丁目10番地区	民間	国土交通省	A=0.16ha				○	H28	R2	-
市街地再開発事業	駅前電車通り北地区	民間	国土交通省	A=1.9ha				○	H31	R7	49,800
市街地再開発事業	福井駅南通り地区	民間	国土交通省	A=1.0ha				○	R2	R8	14,000
道路事業	都市計画道路環状西線	福井市	国土交通省	L=1,110m		○			H31	R6	850
(仮称)福井アリーナ建設事業	東公園	民間		A=1.2ha				○	R6	R8	15,000
道路事業	都市計画道路桜橋線	福井市	国土交通省	L=127m		○			H31	R3	-
合計											79,650

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号ロ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●常設オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理 中央1丁目エリアで、沿道の店舗との協力等によるオープンカフェを実施し、適切に維持管理することにより、まちなかの賑わいを創出する。	R6~10	まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)	○										
2	●看板の設置・管理 オープンカフェ店舗に統一感のある看板を設置し、適切に維持管理する。	R6~10	まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)	○										
3	●オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理 日常的に様々な人に利用してもらおう場所とするため、利便増進施設を設置し、賑わい、憩いの空間を創出する。	R6~10	まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)				○							
4	●広場、イベント施設、仮設艇庫、売店等(食事・購買施設)の設置・管理 足羽川の河川敷において、体験型のイベント等の実施や食事施設の設置等により、賑わいと憩いの空間を創出する。	R6~10	まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)		○									

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)

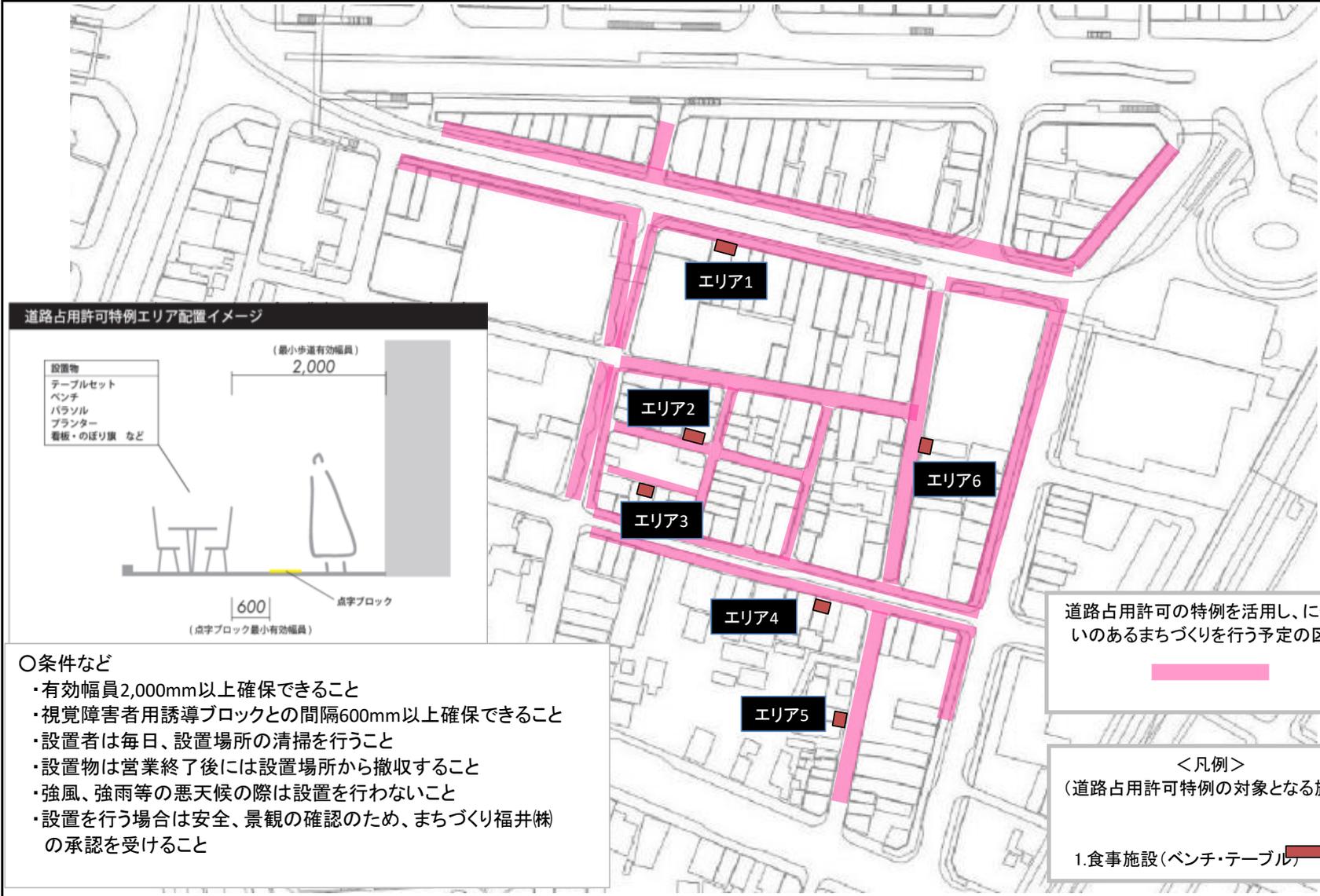
制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	<p>●常設オープンカフェ等(食事・ 購買施設)の設置・管理 <該当施設:食事・購買施設、 休憩施設、プランター等> ※テーブル、イス、パラソル、ベン チ、プランター等</p>	<p>路線名:福井市道中央1-330、中央1-332、中央1-333、福井駅豊島上 町線(歩道部分)、中央1-331、中央1-334、中央1-335、中央1-336、中 央1-337(路肩部分) ・法定外道路 ・管理用道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事・購買施設及び周辺(施設を設置しない歩道部分を含む)の清掃、美 化に努める ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・強風、強雨などの悪天候の際の設置は行わないなど安全管理に努める ・良好な景観の保持に努める
	2	<p>●広告看板の設置・管理 <該当施設:広告看板> オープンカフェ店舗に設置する 広告看板</p>	<p>路線名:福井市道中央1-330、中央1-332、中央1-333、福井駅豊島上町 線(歩道部分)、中央1-331、中央1-334、中央1-335、中央1-336、中央 1-337(路肩部分) ・法定外道路 ・管理用道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告看板及び周辺(施設を設置しない歩道部分を含む)の清掃、美化に努 める ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・強風、強雨などの悪天候の際の設置は行わないなど安全管理に努める ・良好な景観の保持に努める

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

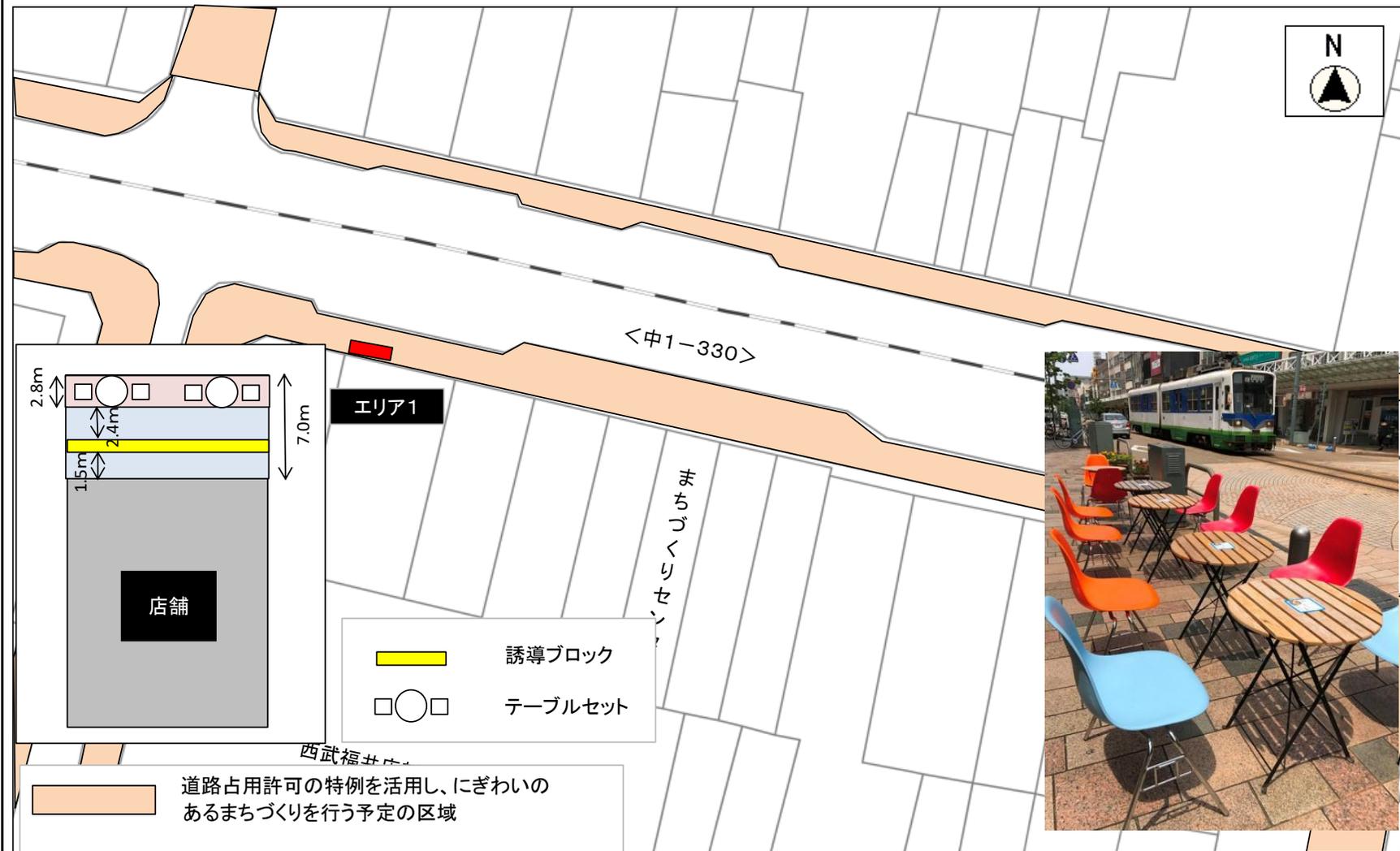


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

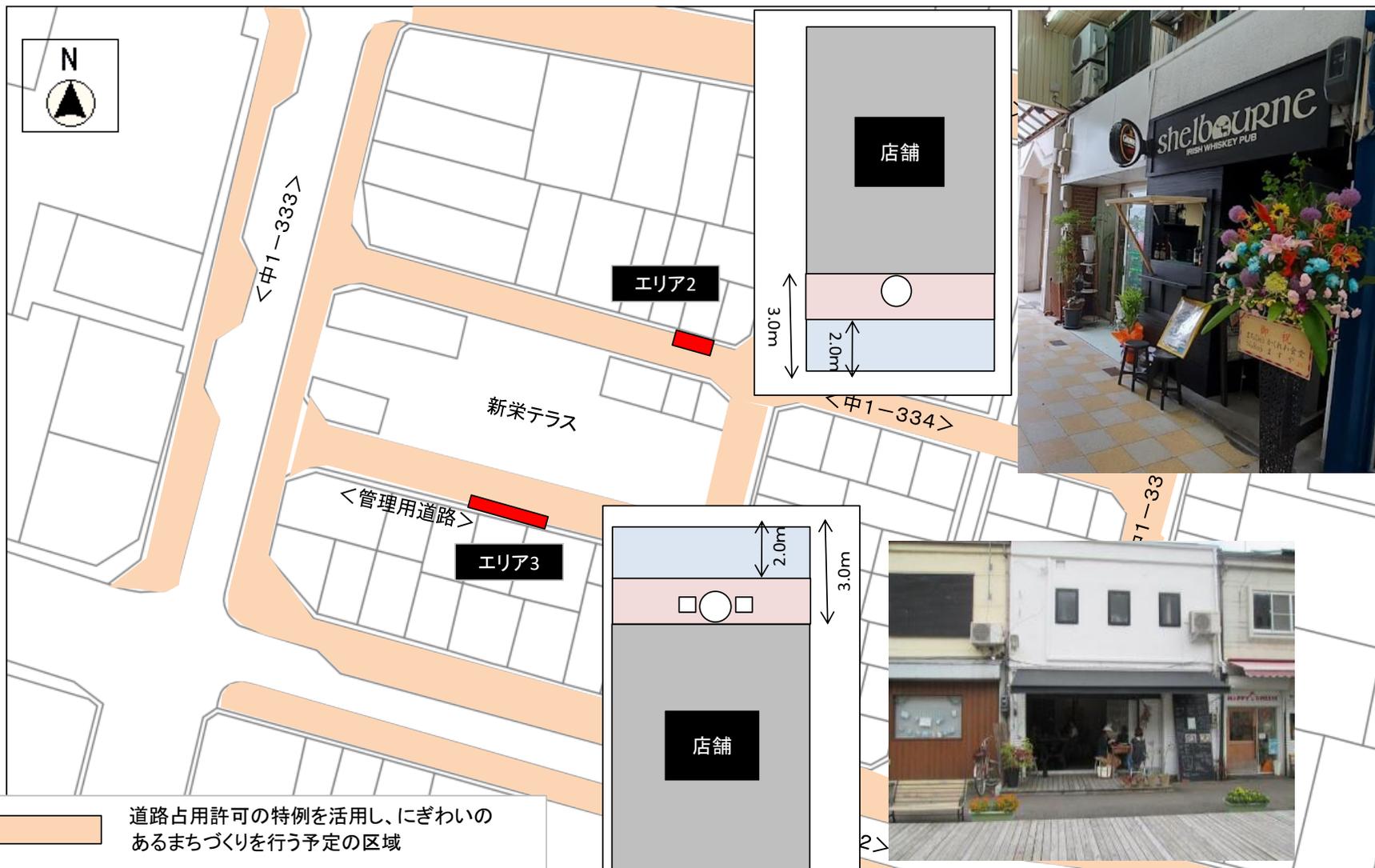


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



-  道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
-  オープンカフェ(食事施設)

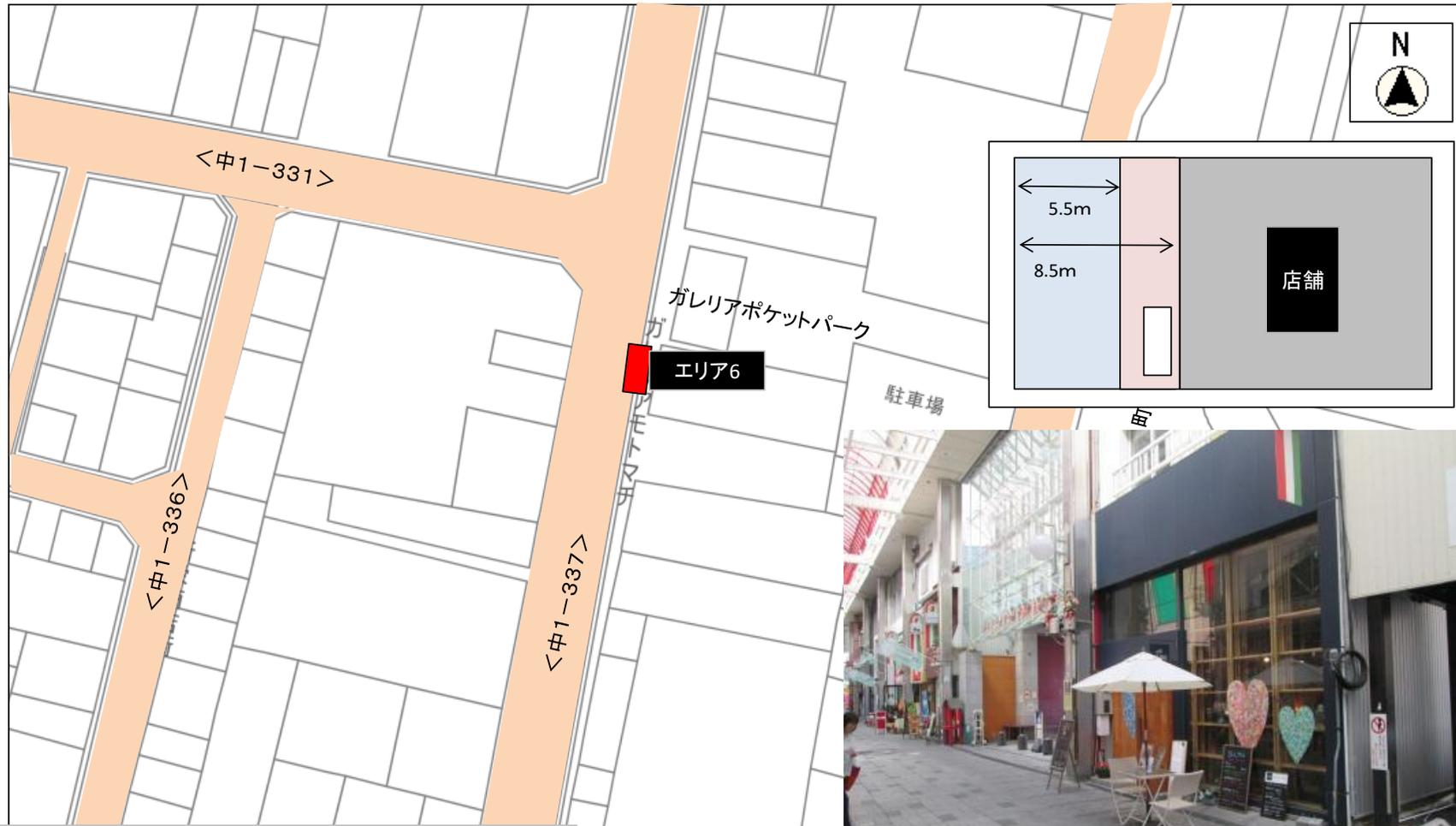
縮尺 1 : 500

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



-  道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
-  オープンカフェ(食事施設)

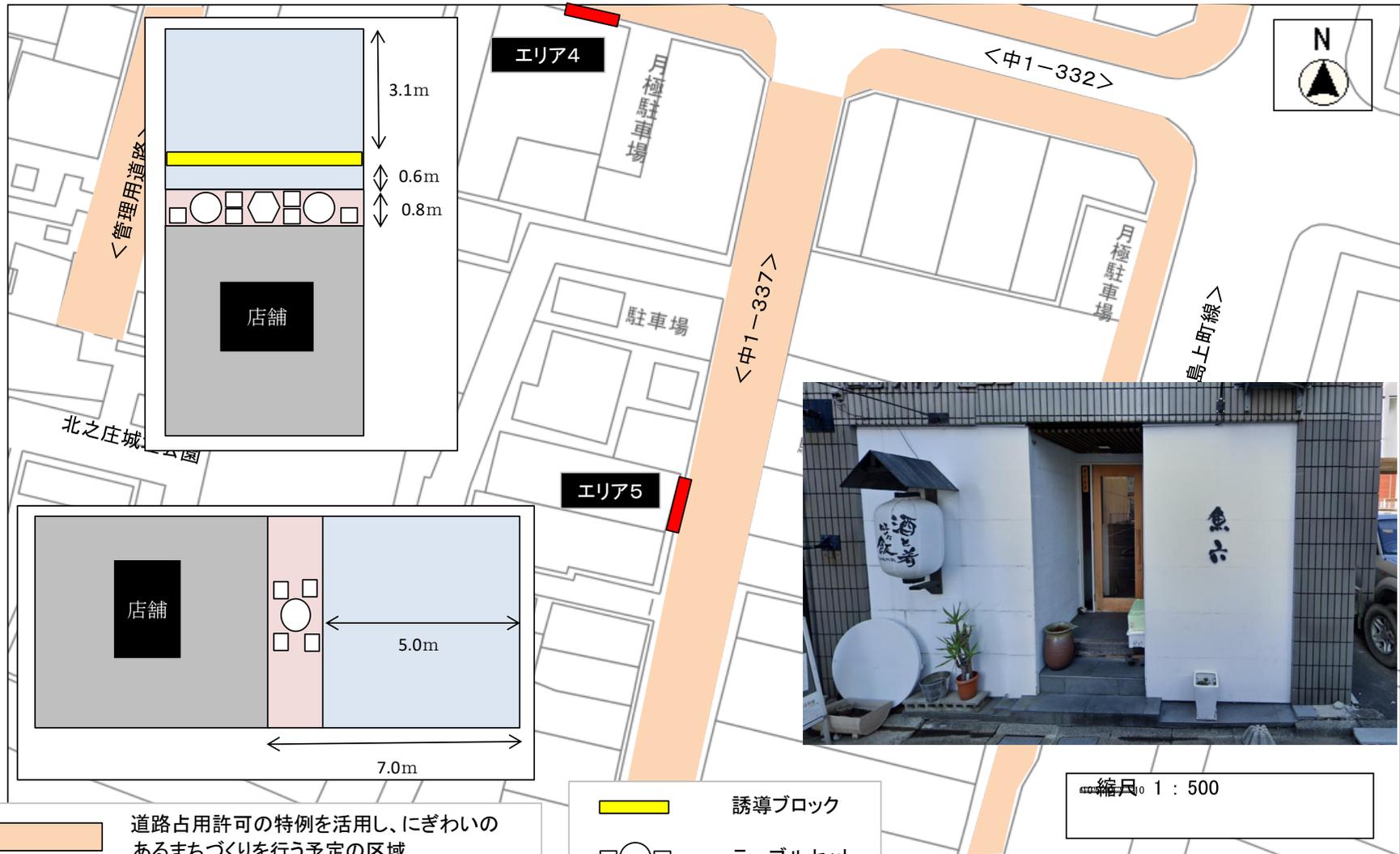
縮尺 1 : 500

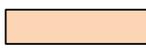


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいの
あるまちづくりを行う予定の区域
 オープンカフェ(食事施設)

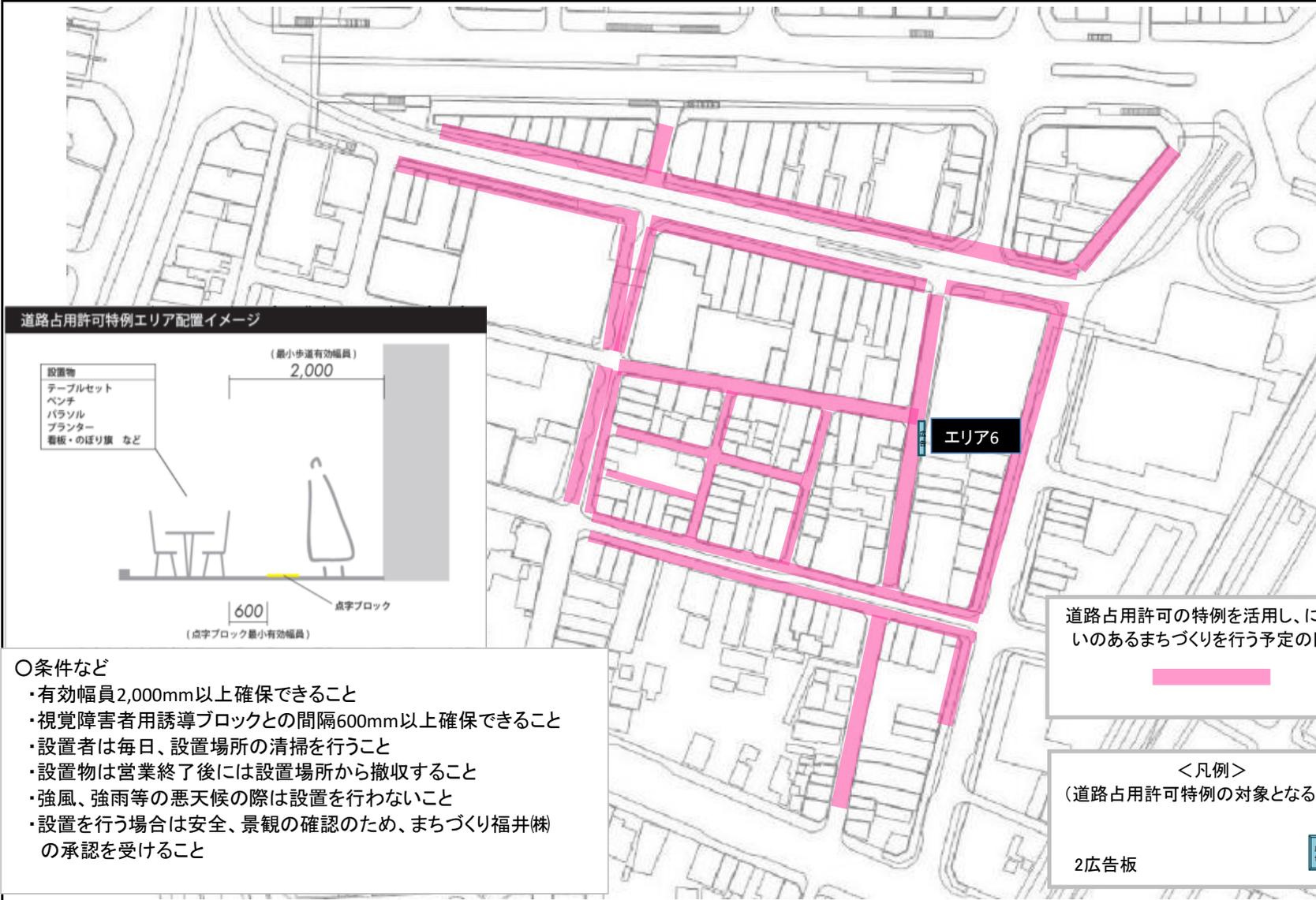
 誘導ブロック
 テーブルセット
 パラソル

縮尺 1 : 500

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



○条件など

- ・有効幅員2,000mm以上確保できること
- ・視覚障害者用誘導ブロックとの間隔600mm以上確保できること
- ・設置者は毎日、設置場所の清掃を行うこと
- ・設置物は営業終了後には設置場所から撤収すること
- ・強風、強雨等の悪天候の際は設置を行わないこと
- ・設置を行う場合は安全、景観の確認のため、まちづくり福井㈱の承認を受けること

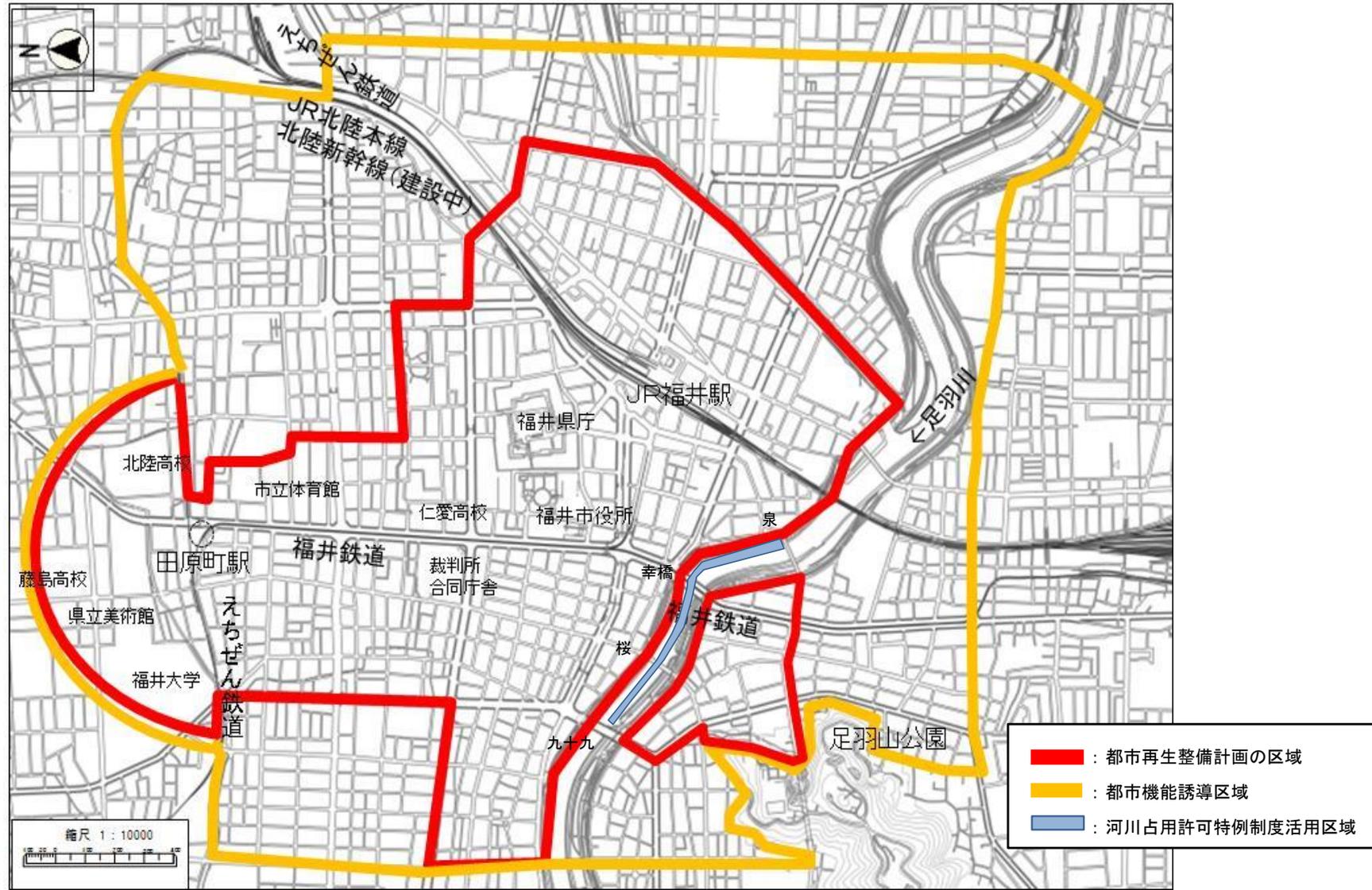
制度別詳細2(河川敷地占用に関する事項) 河川敷地占用許可準則22

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】		
制度の活用計画		
占用対象施設	河川の名称・占用の場所	河川環境の維持 及び向上を図るための措置
1 屋台やケータリングカー、飲食・休憩用の椅子等	河川名: 足羽川 泉橋～桜橋区間の堤防	・ゴミ箱の設置によるポイ捨て防止 ・清掃の実施
2 飲食・休憩用の階段ベンチ、デッキ(川床)、テント・椅子等	河川名: 足羽川 幸橋～桜橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
3 バーベキューで使用するキャンプ用コンロ・椅子等	河川名: 足羽川 泉橋～桜橋区間の河川敷	・ゴミの持ち帰りを促す看板の設置 ・清掃の実施
4 河川敷アート、フィットネス、スケートボードなどの運動を楽しむ施設	河川名: 足羽川 泉橋～桜橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
5 カヌーや小舟を保管するための仮設艇庫	河川名: 足羽川 泉橋～桜橋区間の堤防及び河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施
6 受付のためのテント・椅子等	河川名: 足羽川 泉橋～九十九橋区間の河川敷	・草刈の実施 ・清掃の実施

制度別詳細2-1(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22
事業番号3

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22

事業番号3

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】:食事施設

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

令和4年10月策定 県都グランドデザイン抜粋
階段ベンチ、デッキ(川床) 設置イメージ

- 河川占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
- 施設の設置を行う予定の区域

制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22

事業番号3

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】:食事施設

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

令和4年10月策定 県都グランドデザイン抜粋
河川敷アート、フィットネス、スケートボードなどの運動を楽しむ空間
設置イメージ

— : 河川占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
⊖ : 施設の設置を行う予定の区域

制度別詳細2-2(河川敷地占用に関する事項)河川敷地占用許可準則22
事業番号3

制度別詳細【河川敷地占用許可準則】:食事施設

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	●オープンカフェ・売店等(食事・購買施設)の設置・管理 <該当施設:食事・購買施設、休憩施設、プランター、看板> テーブル、イス、パラソル、小規模売店、ベンチ、プランター、看板	R6~R10 ・まちづくり福井株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 ・まちづくり福井株式会社(都市再生推進法人) ・地権者(福井市) 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(協定を想定している区域) 次ページ青色の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・食事施設・休憩施設・購買施設(テーブル、イス、テント、パラソル、調理場・売店等の施設)・音響施設 ・可動式植樹柵(プランター) (2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・国及び福井市の補助等を活用し、推進法人が実施する。 (3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担 ・推進法人は、上記の協定区域内について、以下を実施する(再委託等による実施も可とする)。 ○都市利便増進施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化に努める ・上記の管理に要する費用は、推進法人がオープンカフェ、購買施設等を実施し得た収益の一部を充当する。 ・オープンカフェは推進法人により運営・管理を実施する
2			
4			
5			
6			

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



- < 凡 例 >
 ガレリアポケットパーク・市道中央1-331, 333, 337, 625号線
 :当該区域で設置を予定している都市利便増進施設
- 1 食事・購買施設、休憩施設、案内施設、花壇、樹木、並木等
 - 2 広告塔、案内板、看板

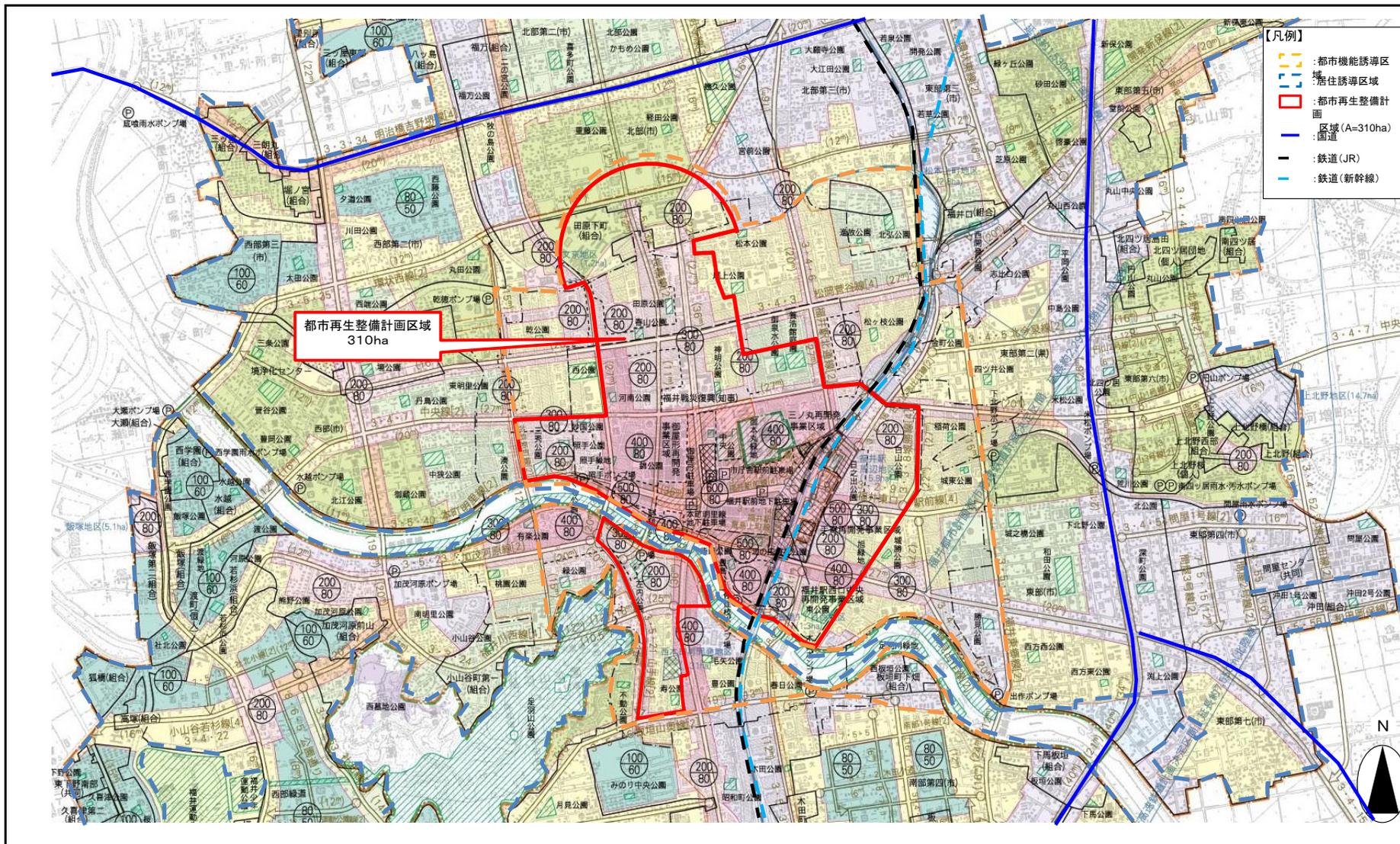
都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域

制度を活用して整備・設置する予定の施設等のイメージ



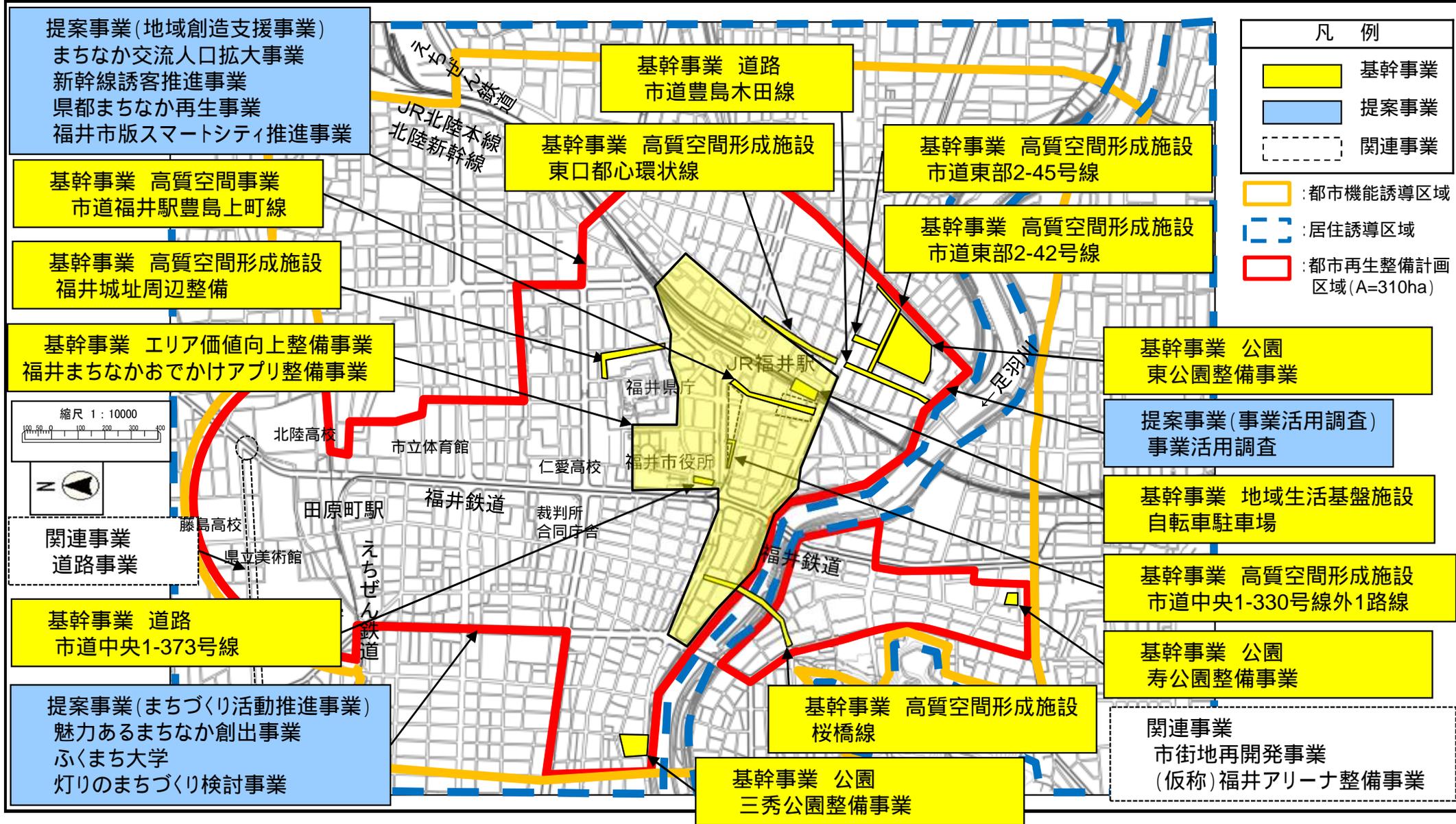
縮尺 1 : 1000

<p>福井まちなか地区(第2期)(福井県福井市)</p>	<p>面積 310 ha</p>	<p>区域 中央1,2,3丁目、大手1,2,3丁目、順化1,2丁目、日之出1,2,3丁目、手寄1,2丁目、豊島1,2丁目、宝永3,4丁目の一部、春山1,2丁目、照手1,2,3丁目、松本4丁目の一部、田原1,2丁目、文京1,2,3丁目の一部、毛矢1,2,3丁目の一部、左内町、足羽1丁目の一部、西木田2丁目</p>
------------------------------	------------------	--



福井まちなか地区(第2期)(福井県福井市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	○ まちなか地区の交流人口の増加	代表的な指標	歩行者・自転車通行量(人/日)	32,334	(R6年度)	(R10年度)
	○ 歴史資源を活かしたまちなか地区の魅力向上		観光施設利用者数(万人/年)	157	(R6年度)	(R10年度)



施行地区要件確認シート

活用する事業	都市構造再編集集中支援事業
---------------	---------------

都市構造再編集集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。	○	策定期間: 平成31年3月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	○	
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	○	
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	○	